

宮津市暴力団排除条例の概要

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資することを目的に、宮津市暴力団排除条例を制定しました。《平成 25 年 1 月 1 日施行》

条例の主な内容

1 公共工事からの暴力団排除（第 12 条）

- 市が発注する公共工事における暴力団員等との請負契約を禁止（第 1 項）
 - 市の請負契約に係る暴力団員等との下請契約、物品納入等契約を禁止（第 2 項）
 - 発注者に、契約における受注者からの暴力団員ではないこと等の誓約書の徴収を義務付け（第 5 項）
 - 発注者に誓約書の 5 年間保管を義務付け（第 6 項）
- 【罰則】（第 21 条）
- 誓約書に暴力団員でないこと等の虚偽記載をして提出した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
 - 報告・資料を提出しなかった者、虚偽の報告・資料を提出した者は、20 万円以下の罰金
 - 誓約書を徴しなかった者又は 5 年間保管しなかった者は、5 万円以下の過料

2 市の施設、事務事業からの暴力団排除

- 市が設置した公の施設の使用の不許可等（第 7 条）
暴力団の活動に利用されるときは、使用許可をせず、取り消すことができる。
- 市の財産の貸付け等の禁止（第 8、9、10 条）

3 市への報告又は資料の提出（第 17 条）

暴力団・暴力団員・暴力団員等とは？（第 2 条）

暴力団：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）をいう。

暴力団員：法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団の構成員）をいう。

暴力団員等：次に掲げる者をいう。

- ア 暴力団員
- イ 法人でその役員又は規則で定める使用人（P2 参照）のうちに暴力団員のあるもの
- ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
- エ 暴力団員がその事業活動を支配する者

公共工事からの暴力団排除

宮津市暴力団排除条例第 12 条、17 条の概要

暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

市は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第 12 条第 1 項）

暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

市と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第 12 条第 2 項）

建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約とは？

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

物品納入等契約とは？

例えば、生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。

他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。（第 12 条第 3 項）

暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で物品納入等契約を締結することを禁止します。（第 12 条第 4 項）

誓約書を徴する義務

市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第 12 条第 5 項）

使用人とは？

- ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。
- ・営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は、当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

契約金額が 150 万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。

ただし、1 件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が 2 件以上あり、その契約金額の総額が 150 万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。

※ 暴力団員等との下請契約、物品納入等契約が禁止される（誓約書を徴する）範囲は、P3を参照してください。

誓約書の保管義務

市、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は誓約書を 5 年間保管しなければなりません。（第 12 条第 6 項）

報告又は資料の提出

市は、第 12 条の規定の施行に必要な範囲において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。（第 17 条）

罰 則（第 21 条）

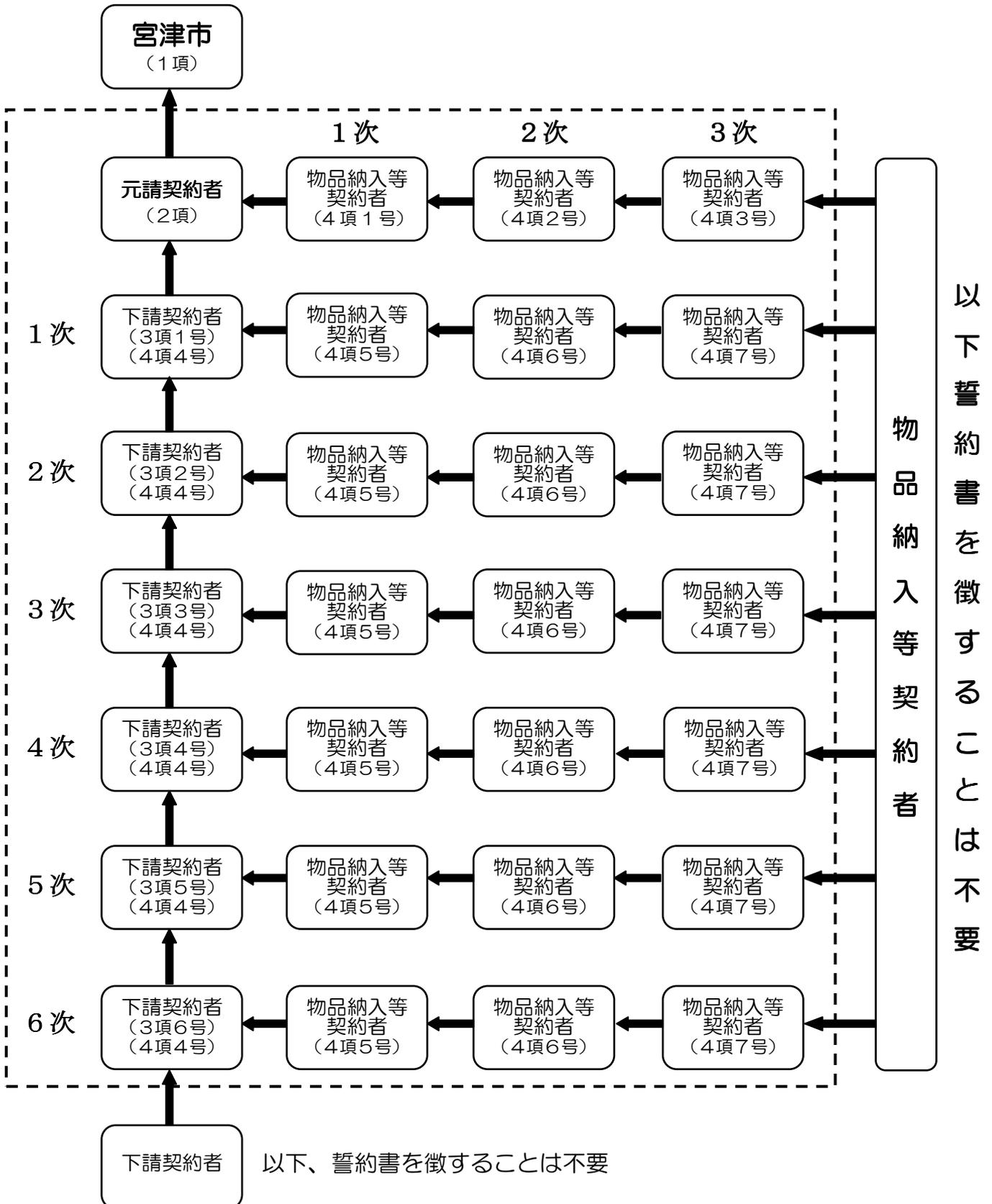
- ・ 誓約書に暴力団員でない旨等の虚偽記載をして提出した者
1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ・ 市への報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
20 万円以下の罰金
- ・ 誓約書を徴しなかった者、誓約書を 5 年間保管しなかった者
5 万円以下の過料

公共工事から暴力団を排除する範囲（第12条）

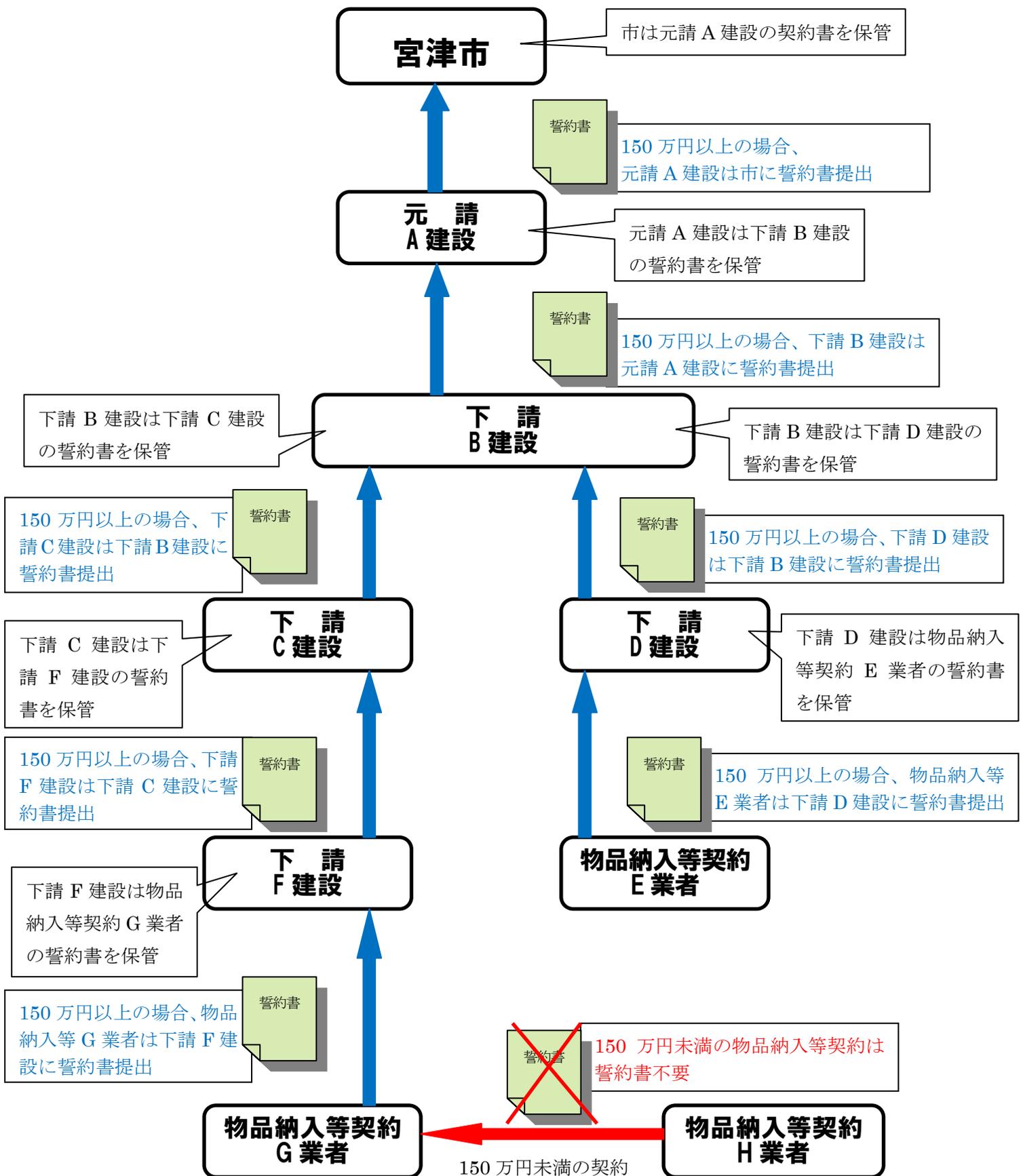
（誓約書を徴すること及び保管することが義務化される範囲）

契約金額 150 万円以上

注) [] 義務化される範囲



誓約書を徴する事例



誓約書に関する留意事項

誓約書を徴する

1 契約による場合

市が発注する1件の公共工事について、契約金額が150万円以上となる場合、個別契約を締結する際に、その相手方から誓約書を徴しなければなりません。

2 契約の締結又は 契約約 に同 している場合

- ① 市が発注する1件の公共工事について、契約金額が150万円以上となる場合、基本契約の締結又は基本契約約款に同意の際に誓約書を徴します。以後の具体的な契約（注文書・請書）においては誓約書を徴することは不要です。
- ② 市が発注する1件の公共工事について、基本契約の締結又は基本契約約款に同意の際には、契約金額が150万円以上とならない見込みであるため誓約書を徴しなかった場合で、その後、当該基本契約の締結又は基本契約約款に基づく契約金額の総額が150万円以上となった場合、最初の具体的な契約（注文書・請書）の締結の際に誓約書を徴することとします。以後の具体的な契約においては誓約書を徴することは不要です。

契約 の場合

市が発注する1件の公共工事について、既に誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。

4 物品納入等契約の場合

物品納入等契約も上記(1)～(3)の契約に準じて誓約書を徴してください。

下請契約等の内容確

- (1) 今後、下請契約や物品納入等契約を締結する際には、当該契約が市が発注する公共工事に係る契約であるかどうかについて必ず確認してください。
- (2) 市の発注する公共工事に係る下請契約について再下請契約等をする場合については、当該下請契約が市の発注する公共工事であり、誓約書を徴する必要があることを必ず説明してください。

※ 契約内容を明示し適正な契約書を作成しなければなりません（建設業法第19条第1項）。その際、誓約書を徴してください。

誓約書様式

平成 年 月 日

様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、名称、代表者名
及び主たる事務所の所在地 〕

誓 約 書

私並びに宮津市暴力団排除条例第2条第3号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条2号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

※ 誓約書の様式は宮津市ホームページからダウンロードすることができます。